

平成30年度 議会運営委員会行政視察報告

1. 視察日程

平成31年1月10日（木）～11日（金）

2. 視察先及び視察内容

三重県四日市市、滋賀県米原市

視察内容 議会改革の取り組みについて

四日市市：専門的知見の活用、議員政策研究会、常任委員会年間白書

米原市：政治倫理条例、議会改革白書

3. 参加者

委員長 秋山 忍

副委員長 海保 茂喜

委員 星野 慎太郎 湯浅 雅明 鵜澤 治 荒木 博

神崎 利一 上田 信博 宇都宮 高明

4. 視察の概要

(1) 三重県四日市市議会 1月10日(木)

【専門的知見の活用／議員政策研究会／常任委員会年間白書】

《議会改革の取り組み》

議会モニター制度を平成16年から実施している。各地区からの選出、大学からの学生の推薦、公募で選出された市民に議会を傍聴してもらい、いただいた意見を議会改革に繋げている。モニター制度の効果として、議会だよりの更新、本会議傍聴受付の簡素化等の改善事項がある。モニターは1年任期で最長2年。

議会報告会は、平成18年開始のシティ・ミーティングを前身とし、平成23年の議会基本条例制定後は、第1部を議会報告会、第2部をシティ・ミーティングとして開催している。4常任委員会ごとに4会場で行うが、24年8月以降は市内24地区を巡回している。課題として、参加者数の減少と参加者の固定化、また開催条件（平日夜間）から若年層や女性の参加が少ないといった傾向がある。昨年は1会場での開催や大型ショッピングセンターでの開催といった試みも行っている。

平成26年8月定例会からは、議案に対する意見募集を実施。報告会に参加できない方からもインターネットを活用して意見を伺う機会として、市民生活への影響が大きいと思われる議案をホームページに掲載し市民からの意見を募り、議案審査の参考にしている。

《議会の活性化》

「議員政策研究会（議政研）」

平成12年度に議長の諮問機関として、議員だけで議論する場・情報交換の場として設置した市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）を改編して平成17年に設置。その際、議長の

諮問機関としての位置付けは廃止した。全議員が一堂に会し意見交換を行いながら市政に関する課題等に関し共通認識の醸成をはかり政策立案機能の場とするものである。議員政策研究会は、年度当初に各会派から提案されたテーマの中から取り扱うテーマを全体会で決定し、そのテーマごとに設置された分科会は、定員を設けず希望する議員で構成される。協議された結果は、議員提案による条例の制定・改正や、政策提言に繋がっている。例として、平成30年6月に可決された「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」は、28年に設置された障害者差別解消調査研究分科会が29年に特別委員会化され、そこで条例制定に向けた協議を経て制定された。また、公共交通のあり方を考える分科会及び防災対策分科会の活動は、29年5月の「新しいデマンド型公共交通ネットワークの構築及び防災力のさらなる向上に向けた提言」に繋がっている。



「議会基本条例」

平成21年6月に設置した議員政策研究会 議会基本条例分科会における9回にわたる議論の後に策定された原案をもとに、議会基本条例調査特別委員会（22年6月設置）での26回の会議を経て条例案が策定された。平成23年3月全会一致で可決、5月1日施行。

基本条例では、今後の四日市市議会のあるべき姿として、「市民との情報共有」「市民参加の推進」「議員間討議の活性化」を基本方針の3本柱に掲げている。「市民との情報共有」では、積極的な情報の公開と市民との情報共有に努めるものとし、議会内の会議を原則公開、議会報告会のほか、議会の決定事項を議長から積極的に情報発信する場として、定例月議会終了日に定例記者会見を実施している。「市民参加の推進」では、議会における討議に市民意見を反映させるとし、委員会における参考人制度の活用、議員提案条例のパブリックコメントの実施、請願者の意見陳述等を実施している。「議員間討議の活性化」では、議員間の討議で集約された意見から政策立案・政策提言を行うものとし、あらゆる会議での議員間討議を中心とした会議運営と意見集約された内容の政策提言等を定めている。

通年議会

平成23年3月から導入。会期は5月から翌年4月。5月に開会議会、6・9・11・2月に定例月議会、その他必要に応じ緊急議会を開催。通年議会とする最大の効果は、議長の権限で会議が開けることで、災害等の突発的な事案や緊急の行政課題への対応が可能となることや、地方自治法179条に基づく専決処分事項も緊急議会で対応することになる。

またもう一つの効果として、常任委員会活動の活性化がある。これまで閉会日に議決していた閉会中継続調査を通年で積極的に実施することが可能となった。

反問権

質問趣旨の確認にとどまらず、執行部から、議員の考え方や対案提示を求める反論も可能としている。反問権を行使するにあたっては議長・委員長の許可制をとっていない。

文書質問

議会期間中を除き、文書による質問を行うことができる。内容は一般質問として実施す

る内容程度とし、議長経由で執行部とやり取りし、質問書・答弁書は写しを全議員に配布し議員間での情報共有を図っている。実績は、平成27年度：15件、28年度：5件、29年度3件。

専門的知見の活用

基本条例第15条に基づき、学識経験者等の専門的知見を有する人に、議案や市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その結果を議論に反映させるものである。実績として過去に2件。1件目が平成25年に「四日市市の補助金に関する調査業務委託」として東京大学大学院の金井利之教授に依頼、2件目が「四日市市スポーツ振興条例制定にかかる調査業務委託」として三重大学の杉田正明教授と大隈節子准教授に依頼したもの。

常任委員会年間白書

平成27年度から実施。四日市市議会では委員は1年交替となるが、6つの常任委員会が、それぞれの課題や懸案事項等を明確にし、新たな委員会構成となっても前年度の委員会の課題等をスムーズに引き継げるよう1年間に議論された内容を白書として取りまとめるもの。

【質疑】

問 議員政策研究会の公共交通のあり方を考える分科会から出された提言に対する対応は。

答 高齢化やバス路線の減少に対し行政も施策を行っているが、分科会からの提言に含まれていたデマンド交通の導入については、執行部でも社会実験を行ったものの結果は芳しいものではなく、議会からの提言に対し施策として確立されたという段階までは至っていない。

問 議員政策研究会におけるテーマの提案から決定までの流れは。

答 6月定例月議会で会派からテーマを出してもらい、全体会（議員政策研究会の正副会長は前年度の正副議長）で議論しテーマが決まると、それぞれの分科会を希望する議員が手を挙げ委員となる（複数参加可）。

問 議員政策研究会と特別委員会の関係性は。

答 分科会の議論を通し条例制定を求める意見が多いようであれば、よりスムーズな策定作業に繋がることから特別委員会を設置するという流れ。条例を制定するという全体の意思の共有を図るところまでを議員政策研究会が担う。

問 専門的知見の活用に至るプロセスと予算措置はどのように行っているのか。

答 初めて活用した平成25年は補助金に関するものだが、前年度の決算委員会で補助金の交付基準や支出の適否が議論となり、執行部の自浄努力だけでなく議会としても議論を深めるべきとなったことから、25年2月に代表者会議で予算措置も含め専門的知見を活用することを決めた。東京大学の金井教授に委託し、7月から10月にかけて議会へのヒヤリング（問題点の把握）、補助金を扱う執行部のヒヤリングを通して問題点の指摘や改善の提言をいただいた。

問 専門的知見の活用を制度化する考えは。

答 予算等の用意はしていない。問題が提起された時には、必要に応じ適宜活用するという柔軟な姿勢で対応しているのが現状である。

問 常任委員会年間白書予算は膨大なページ数になるが、要約版のようなものはあるのか。

答 常任委員が1年交替のため、白書を作成することで問題点等を次年度にしっかりした形で申し送ることができる。現状では要約版は作成していない。

問 議案に対する意見募集の取り扱いの内容は。

答 議案の中から、市民生活に影響があると思われる議案を広報公聴委員会でピックアップしてホームページやフェイスブック等に掲載し、委員会が始まるまでの間、意見を募集している。

問 具体的には委員間討議をどのように進行しているのか。

答 一例として、決算審査の質疑において、同じことに対し複数の委員から疑問点や意見が示されたとき委員長が判断した段階で、次期予算編成に委員会としての意見を申し入れるため議員間討議で意見をまとめるといった運用をした。議員間討議は、定型的な流れの中で実施するのではなく、議論の様子から委員長が判断して実施している。

問 議員間討議で意見が分かれた場合の取り扱いは。

答 その場合は常任委員会の意見にはならない。但し、議員個人の意見より、委員会として纏めた意見は、行政側はしっかりと受け止めなければならないし、またそのことが議員間討議の大きな意味でもある。

【委員所感】

星野 慎太郎 委員

今回、三重県四日市市を訪問し「専門的知見の活用」「議員政策研究会」「委員会年間白書」など、四日市市議会の議会改革について、勉強させていただきました。

1960年代の四日市市は、ぜんそくで悪名を轟かせましたが、現在は法整備や大気汚染防止技術が格段に進み、大気状態は良好です。クオリティ・オブ・リビングの分野では、世界第63位（国内6位）となっております。

議会改革につきましては、非常に進歩的な感を受けました。当市において、「専門的知見の活用」「議員政策研究会」「委員会年間白書」など様々な取り組みをされておりますが、本視察において特に興味深かったものは「議員政策研究会」です。「議員政策研究会」は、全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関する様々な課題に対して共通認識の醸成を図り、政策立案機能の更なる向上に資するために設置されております。

具体的には、毎年6月に議員・会派から研究項目を募集し、全議員でテーマを決定し、1年かけて研究を進めます。調査研究する「分科会」を設置し、調査研究内容について、報告・提言し、最終的には条例案策定にまで繋げていました。

これまで設置された分科会は、「公共交通のあり方を考える分科会」「障害者差別解消調査研究分科会」「防災対策分科会」「議会のICT推進分科会」「学校規模等適正化の現状と取り組みについて（全体会）」「新しい図書館を考える分科会」「スポーツ振興条例分科会」などがあり、事例研究・論点整理そしてまとめを行い、最終的には市長へ政策提言を行っており、議会として大きな機能を果たしていると感じました。

本市においても、今後検討可能な議会改革であり、市民の関心度の高いもの、市の喫緊の課題などについて研究し、市へ政策提言することは議会の大きな役目でもあると思われました。

鵜澤 治委員

四日市市議会は、平成 17 年の政策研究会の設置など、その改革に取り組み、平成 23 年 3 月、議会基本条例を制定、その基本方針の三本柱は、①市民との情報共有（第 20 条～第 23 条）、②市民参加の推進（第 24 条～第 26 条）、③議員間討議の活性化（第 27 条～第 31 条）です。

議会改革の特筆すべき取り組みを 3 点挙げます。その一つは「通年議会」制の導入です。会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができる、としています。

その二つは「政策提言」に努めるです。議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。議員政策研究会は、平成 17 年度の設置から、平成 30 年度の間、市政に係る条例改正や、市議会基本条例など、一部改正、全部改正など、計 16 件が可決、成立しています。

その三つは、議会事務局の機能強化と体制の充実に努める、としています。その取り組みとして、平成 13 年は法制担当者 1 名配置、平成 17 年は調査法制係 4 名配置、平成 25 年は調査法制係 1 名を増員し、議会事務局体制整備は、平成 30 年度現在、一般職員 16 人、臨時職員 2 人の計 18 人体制としています。特に注視すべきは、調査法制係として 4 名が配置され、資料情報収集・議員提出議案・条例規則の制定・改廃等に当たっています。議会基本条例第 34 条では、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めると規定しています。事務局体制の充実が議会の政策立案機能を向上させ、多大な実績を構築していると思慮いたしました。

神崎 利一 委員

四日市市は、中京地域の代表的な工業都市として発展し、人口 31 万 2 千人は三重県下最大、予算規模は約 1,168 億円という中部圏有数の都市である。市議会は議員定数 34 名、積極的に議会改革に取り組み、議会改革度では常に上位に位置している。

専門的知見の活用は、議会基本条例に基づいて、学識経験者などの専門的な知識を有する者に、議案や事務に関する調査を依頼して、結果を議論に反映するものである。これまでの活用事例としては、平成 25 年に補助金に関する調査業務を、また、平成 28 年にスポーツ振興条例制定に係る調査業務を、それぞれ大学教授等に依頼し、議会の討議に反映している。

議員政策研究会は、議員が一堂に会し意見交換を行い、政策立案の向上に資するための組織として、平成 17 年に前身の市政活性化推進等議員懇談会から発展的に設置された。これまでに議会基本条例の分科会をはじめ、17 もの分科会（全体会）が設けられており、積極的な活用が図られている。

常任委員会年間白書は、予算、決算を含む各常任委員会が、それぞれの課題や懸案事項などを明確にし、1 年で交代する常任委員会において新たな委員会の構成となってもスムーズに引き継ぐことができるよう、委員会で議論された内容を白書として取り纏めているものである。

その他、全国的にも参加者の減少や固定化の傾向にある議会報告会は、日時や会場などを工夫して開催しているとのことである。

四日市市議会における議会改革に係る取り組みは多岐にわたっており、本市議会においても、今後の改革を進める上で先進事例として積極的に参考とすべきものとする。

宇都宮 高明 委員

マニフェスト大賞の優秀成果賞受賞など、議会改革の先進市議会である四日市市議会でも色んな改革を学ぶことができました。「議員間討議による政策実現活動」や「1年間の委員会活動の整理となる白書」など、議会として積極的に行動されているとのこと。

何点か具体的な事項を取り上げてみます。四日市市議会基本条例の「議員間討議及び政策提案」に基づき、議員間での討議の結果として意見集約された事項について、市長等に対して毎年政策提言を行っています。平成25年度の「補助金の調査」においては、基本条例に基づいて議会が外部の学識経験者等に積極的に依頼し専門的知見を取りまとめられていました。

また、全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関する様々な課題に対して共通認識の醸成を図り、政策立案機能の更なる向上に資するため「議員政策研究会」を設置し、毎年6月から1年間の研究項目の決定や分科会等々、議会全体の政策立案への努力を行っているとのことでした。成田市議会においても、これらを参考に是非実施してみたいと思っています。

次に「常任委員会年間白書」の作成についてであります。予算、決算委員会も常任委員会（成田市議会は特別委員会）である四日市市議会においては、1年間に議論された課題や懸案事項等を整理した白書を常任委員会毎に作成し、次年度の委員会がスムーズにいくよう引き継いでいるとのこと。

行政において、計画の進行管理と評価体制としては、Plan（施策の立案）、Do（事業の実施）、Check（事業の評価）、Action（施策の見直し）の「PDCA」サイクルを確立していきますとよく説明されます。

成田市議会においても、四日市市議会の委員会白書の作成を参考に、事業の課題等の整理を的確に行い、PDCAサイクルによる事業の推進を図らなければならないと考えています。

その他、四日市市議会では、通年議会の採用等色々と改革をされています。その中の「議会報告会」については、参加される市民人数の減少など、成田市議会と同様な課題があることも指摘され、報告会は今後も試行錯誤をしながら実施していくとのことでした。

成田市議会基本条例も制定後4年になりました。四日市市議会の「議員間討議及び政策提案」等を参考に、成田市議会もより一層政策立案・実現力を高めていかなければならないと考えています。

(2) 滋賀県米原市議会 1月11日(金)

【政治倫理条例／議会改革年間白書】

《議会改革の取り組み》

平成25年11月に議会基本条例を施行後、条例に基づく様々な議会改革に取り組んでいる。

基本条例は、平成22年に議運からの提案を受けて10月に議会のあり方等を研究する議会改革研究会を設け、1年後に議会改革特別委員会を設置、市民アンケートの実施や学識経験者の助言を受けながら協議を重ね25年6月に基本条例案を可決した。



条例の特徴は、議員報酬や議員定数の改定のプロセスについて規定している点と、財政上の措置として、議員提案の条例設置の際に必要な予算について市長と協議することを規定している点が挙げられる。

・議会報告会

平成26年から年2回、2日間にわたり市内4か所で開催。時間や会場を工夫してきたが、参加者は減少、固定化傾向にあったため、28年からは、市内の団体やグループとの意見交換に力を入れている。

・議員定数の見直し

議員定数の見直しは、基本条例で審査会の設置が義務付けられている。平成28年11月に議員からの提案を受け29年1月に審議会が設置された（識見者：大学教授を市民：各種団体の長5名）。審議会からは20人の定員を18人とすることが望ましいとの答申を受け、29年3月議会で議員発議、可決された。

・その他の取り組み

情報公開の推進や一問一答方式、反問権も、それぞれ基本条例の規定により取り入れた。また29年度から正副議長候補者の所信表明会を導入。27年のこども議会の開催では、事前の学習会や意見交換、出前授業なども取り入れて実施した。

《議員政治倫理条例》

政治倫理条例は、基本条例第7条第2項に策定を規定している。基本条例策定時に1年以内に政治倫理条例の制定を決定していたため、平成25年12月から議会運営委員会で策定作業がスタートしている。その過程では県内先行市の東近江市や大津市の視察や県内5市の比較等を行い、26年9月に可決、施行している。

条例の特徴としては、政治倫理審査会の設置においては、委員の構成に、議員のほか学識経験者や市民も加えることで議員以外の視点を取り入れていることにある。平成28年には条例の一部改正を行い、請負に関する制限について「市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない」という条文を、より具体的な対象や禁止事項を規定する条文に改正した（議会報告会での市民からの意見を受け、議会運営委員会で議論を経て改正したもの）。

条例では、政治倫理審査会の規定が大方を占めている。審査請求ができるのは市民及び議員で、条例第2条第2～4項に反する疑いがある行為に対して、市民は選挙権を有する

もの 100 人以上の連署をもって、議員は 3 人以上かつ 2 会派以上の議員の連署をもって審査請求書を議長に提出するものとしている。受理した議長は速やかに議会運営委員会に諮り、審査会を設置することになる。議長は、審査会を設置したときは請求者の代表者と審査対象となった議員にその旨を通知する。

審査会は、議員 3 名のほかに学識経験者 2 名、選挙権を有する者 3 名の計 8 名で構成。審査の付託を受けた審査会は、審査に必要な意見や事情を聴取するために、審査請求の代表者または審査対象者に対して、審査会への出席や必要な書類の提出を要請することができる。また審査対象者は審査会で弁明することができる旨も規定している。

審査終了後は、委員長から審査結果報告書により議長に報告する（付託から 60 日以内）。審査結果は、議長から審査請求の代表者と審査対象者に審査結果通知書をもって通知するとともに、併せて公告や公式ウェブサイトの掲載により公表を義務付けている。さらに、議長は審査会の結果に基づく措置を講じるものとし、それを公表することになる。

米原市では、平成 28 年 2 月に審査請求の提出を受け審査会を設置している（議員 3 名、学識経験者として大学教授と弁護士、市民から人権擁護委員、教育委員、元議会事務局長に委員を委嘱）。審査請求は、3 会派 5 人の議員の連名で提出され、議員のブログの内容が審査対象となっていた。委員長、副委員長は学識経験者 2 名。審査会は計 5 回開催し、双方からの聞き取り、意見交換の後に、必要な措置を決定するための論点整理や検討が行われた。審査結果は報告書として纏められ、議長から請求者と審査対象者に通知した。審査会は、全員一致で、政治倫理に抵触するという結論を出し、措置としては、対象議員の委員長などの役職辞任勧告が相当であるとする結論が下されている。議長は、この内容を公告するとともに、記者会見を開催、市の公式ウェブサイトへの掲載、また市議会だよりへも掲載した。

《議会改革実施計画》

「議会基本条例の検証」

基本条例では、4 年に 1 回または必要に応じ条例の検証を規定している。平成 25 年の施行後、29 年で丸 4 年となることから、28 年 7 月より議会運営委員会において検証作業を開始した。検証内容については、自己評価、外部評価、今後の展開についての検討となっている。

検証の手順は、検証シートによる検証に入る前に、条例の構成を議会改革の取組項目ごとに分類しこれまでの実績について洗い出しを行った。大きく 4 つの項目「市民に開かれた議会」「議員の公平性、透明性」「議会の体制の強化」「評価および検証」をさらに評価視点ごとに 12 の項目に分類し、それぞれの目指す取組目標と 4 年間に取り組んだ実績を洗い出した。

これらをもとに 12 項目ごとに評価シートを作成し、議会運営委員がそれぞれ評価と課題を記入したものを一つに纏め、議会運営委員会で 1 項目ごとに検証作業を進めた。検証シートの評価と課題が完成した段階で、全議員対象の検証に係る研修会を行った後、全議員で 1 シートずつ意見交換を実施。その後、学識経験者（龍谷大学 白石教授）にコーディネーターを依頼し、議会運営委員会で今後の方策について議論を重ね、その際に出た意見も参考に、また白石教授による外部評価も行った上で、全ての検証シートの完成に至った。

検証の特徴としては、評価だけでなく今後の対策についても議論できたこと、学識経験者に外部評価をしていただいたこと、全議員で意見交換を行うことで基本条例に対する共通理解が図れたことが挙げられる。

「議会改革実施計画」

条例の検証では、評価と課題、今後の方策を議論した。平成 29 年 11 月には改選があり、改選前の議会運営委員会から議会活性化に向けて引き続き検討が必要な課題についても引き継ぎ事項とされていたことから、さらに検証結果を今後 4 年間具現化していくための次の段階として議会改革実施計画の策定が進められた。

この計画は平成 29 年 11 月から、向こう 4 年間の長期計画をロードマップ化し、さらに 2 年ごとに具体的な取組項目を設定した前期計画と後期計画で構成している。基本は 2 年ごとの前期・後期計画に対する計画・実行・評価・見直しにより運用している。それに加え毎年 11 月（議長改選時）に 1 年経過後の進捗状況の確認を実施。計画の終期の 4 年後に行う全体の評価がそのまま次期の基本条例の検証に繋がるようになっている。そのため実施計画の項目も検証と同じ 12 の項目に分けて作成されている。

長期計画ロードマップは、12 の項目ごとに 4 年間の取組目標、今後の方策を示しており、前期計画では、長期計画で示した項目について 2 年間の具体的な取組内容を定めている。その内容について 1 年ごとに進捗状況を確認し、さらにそれを反映して一部修正を行っている。2 年を経過する平成 31 年 10 月の前期終了時には実施結果と評価が行われ、後期計画の策定へと繋がっていく。後期計画も 1 年の進捗確認、見直しを経て、最終 4 年間の終了時には全体の評価をすることになる。それがそのまま基本条例の検証となる。

議会改革実施計画は、基本条例に基づいて議会改革を P D C A のサイクルで進めていくもの。長期計画、前期・後期計画がプランにあたる。実行、1 年、2 年ごとの評価、それに合わせて改善を行い、また計画に反映していく流れである。

実施計画作成にあたり検討が必要な課題として、議会の I C T 化、議会広報の刷新、議会報告会の在り方、また常任委員会の定数、費用弁償などを、今後具体的に議会運営委員会で検討していく。その中で現状の取り組みとして、議会の I C T 化については、平成 30 年 3 月にプロジェクトチームを設置し、主にタブレットの導入に関する調査・検討と 33 年完成の新庁舎建設に伴う議会システムの検討を行っている。タブレット端末については先進地視察、セミナー、研修会等を経て、来年度の導入を決定した。また、議会広報については、表紙の見開きに定例会の概要を纏めた中刷り広告風のページを設けるなど 30 年度に大きく刷新し、市民からも好評を得ている。

平成 30 年 11 月に行った前期計画の中間の進捗確認では、課題として挙げられていた議会報告会、意見交換会の見直しとして、「議員とテーブルトーク」というワークショップ形式を取り入れて実施し、新たな取組はよかったが参加者が少ないといった課題も残ったので、さらなる検討を進める。他にも若い世代との意見交換会、タブレットの運用、常任委員会の定数、費用弁償などの課題もあるので、実施計画で優先順位を定め議会運営委員会で



議論を進めていく。

【質疑】

問 基本条例制定後1年以内に政治倫理条例を制定することとした経緯は。また、改正を行うきっかけがあったのか。

答 政治倫理条例の制定については基本条例に定めていたことから粛々と進めた。条例改正については、市民や議員から、家族が代表を務めている企業との契約に関する指摘があったことから、改正を行った。

問 議員の兼業については、一般的には業務の半分以上を市から請け負うような場合は地方自治法に触れるものと考えられるが、それを踏まえての条例改正なのか。

答 法に抵触しないようにとの条文だったが、より踏み込んだ内容とした。きっかけは議会報告会において、妻が代表を務める企業が市の業務を請け負っている点について市民から指摘があったことから検討を行い改正に至った。法的なことよりも、倫理的に議員の姿勢を定めたもの。

問 政治倫理審査会の対象となった案件は議員のブログの内容に関するものようだが、言論の自由との兼ね合いで厳しい措置は難しいかと思われるが、審査会の決定に対し当該議員は従ったのか。

答 ブログに掲載された直後から、議員同士でも注意を促したが、対象議員が聞き入れることがなかったため、多くの議員が問題視し審査会に至った。

問 政治倫理審査会は予算化されていたのか。

答 附属機関の位置付けではないので、報酬ではなく報償費という形で支出（1回あたり4千円）。

問 議会改革実施計画に掲げられているの「一般質問と代表質問の通告書の見直し」と「ひとり会派について検討」の内容は。

答 通告書は質問内容を明記することを求めるもの。また会派（基本条例では2名以上）は、一人会派からの見直しを求める意見を受け検討したが、実質的には議長の議事整理権で会派（党名）を名乗ることを認めることとした。

問 議会報告会で出された意見は政策提言のような形に繋がることはあるのか。

答 議会報告会は参加者が減少傾向にあり、前議員など特定の市民の発言が多い。一般の市民からはいわゆる身近な要望が中心となり、政策提言には至っていない。過去には警察など各種団体との意見交換を実施してきており、現在検討しているのが市内2つの高校生との意見交換を検討している。

【委員所感】

湯浅 雅明 委員

米原市政治倫理条例制定の経緯は、議会基本条例を制定する際、議員の倫理は別に定めるとし、その制定の時期を基本条例施行後1年以内としていたことから、平成26年9月に施行された。

この条例の特徴としては、審査の請求があった場合、議会に議員政治倫理審査会を設置し、当該事案についての審査を付託するが、委員は、議員3人、学識経験者2人、選挙権

を有する者3人を議長が委嘱するとしており、学識経験者や市民の視点を審査に取り入れていることである。

平成28年2月には政治倫理条例の一部改正（第4条請負等に関する制限）を行っているが、改正の経緯については、議会報告会において市民から請負に係る制限に関する指摘があったことを受けて、一部改正案を発議・可決されたものである。

改正内容については、議員・配偶者・同居の親族が経営をし、もしくは役員をしている企業または議員が関与する企業は、市が行う契約（下請を含む）の相手方となることを辞退するといったより具体的な規定に改めるものである。

また、同年2月には、ある議員のブログの内容が、同僚議員の批判や議会全体に対する侮辱等、市民の代表として品位と名誉を損なうものとして、議員5人の連署により政治倫理委員会に審査請求があった。この議員の行為に対し、議長は政治倫理委員会の審査結果を受け、当該議員の委員長等の役職を辞任するよう勧告したとのことである。

成田市においても、成田市議会基本条例第22条（議員の政治倫理）で、「議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない」と規定しているが、改めてこの視察を通して、政治倫理条例は検討すべきであると考えます。何故なら、議員は議員職である限り、市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう行為、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為を一切してはならないからである。

米原市議会の政治倫理に関する取り組みは、非常に参考となるものであった。

荒木 博 委員

今回視察した米原市議会では、平成26年に施行した議会議員政治倫理条例第4条の請負等に関する制限について、議会報告会での市民からの意見を受けて、平成28年に改正を行っている。その内容は、「議員ならびにその配偶者及び同居の親族が経営し、もしくは役員をしている企業、または議員が実質的に関与する企業は、市が行う工事の請負契約（下請契約を含む）、業務委託契約および一般物品納入契約の相手方となることを辞退し、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない」とする、従来よりも禁止事項を具体的に規定する改正となっています。確かにここまで明確な規定を設ければ、議会としての強い意思を示すことにもなり、市民から疑惑を持たれることも少なくなると思います。

また、今回の視察で伺った四日市市議会もそうですが、予算委員会については、常任委員会化し、担当常任委員会ごとの分科会で審議をしています（米原市議会では決算は特別委員会を設置）。予算・決算を常任委員会ごとに審議することにより、より一層内容が深くなるのではないのでしょうか。また、成田市議会でも実施していますが、議会報告会については、各議会とも従来のやり方で良いか、今後は様々な改善が必要になるかと思えます。

上田 信博 委員

米原市では、平成25年に市民に開かれたわかりやすい議会を目指し議会基本条例が制定・施行されており、①条例に理念に基づく施策遂行に必要な財政上の措置を確保する道を開いていること、②議員報酬の改定、議員定数の改正にあたっては多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、附属機関を設置し、そこでの議論を十分に参酌するものと

していること等の特徴を持っている。

この議会基本条例策定時に、政治倫理条例を1年以内に策定することを決定しており、他市の事例の視察などを経て、平成26年9月に米原市議会議員政治倫理条例が制定された。議員の責務、議員が順守すべき政治倫理の基本的事項を定め、議員が市民の厳粛な信託に応え、清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、政治倫理審査会の委員は、議員、学識経験者、選挙権を有するもので構成し、ここで議員だけでなく学識経験者や市民の視点を審査に取り入れるという特徴をもっている。

政治倫理審査会は、議員の行為が同条例3条政治倫理基準、第4条請負等に関する制限の規定に反する疑いがあると審査請求があった場合に設置され、その結果を議長に報告するものである。平成28年に自分のブログ上で同僚議員や議会等に対する書き込みをした議員の行為について、市民の代表として品位と名誉を損なうような行為をした疑いがあると審査請求が提出され、審査会を設置、委員長等役職辞任勧告の結果となった実績があるとのことだった。

さらに、この政治倫理条例は議会報告会において市民から請負に関する制限を指摘されたことを契機として、議会運営委員会での請負の制限の範囲を明確にする改正についての議論を経て、平成28年2月に一部改正案を発議、可決されている。

このように議会報告会での市民の意見を契機として改正されたことに加え、審査請求から結果の報告（公表）までのフォローが明確にされていること、そもそも審査請求者も「市民及び議員」とされていることなど、徹底的な市民目線での政治倫理条例であると感じた。この市民目線というのは、市政をチェックする立場にある我々市議会議員にとっては非常に重要なものである。市民目線での倫理感覚を浸透させるという意味で、成田市議会が政治倫理条例を策定する際には範になるものとする。

次に、今後の議会改革の取り組みとして、議会基本条例の検証と議会改革実施計画の作成に取り組んでいる。

議会改革実施計画は、平成29年11月から平成33年10月までの4年間で、米原市議会基本条例の検証結果に対する今後の方策を具現化するために、取り組み事項を長期計画（ロードマップ）化し、目標に向けた取り組みの具体的な計画を作成し実行することで、議会改革をさらに推進していくことを目的としたもので、4年間のロードマップと2年ごとの計画、1年ごとの進捗確認を行い、問題解決の長期的な見通しと、現状課題への迅速な対応を目指すものである。PDCAサイクルによる推進体制をとることで着実に課題を解決している。

検討が必要な直近の課題として、議会のICT化、議会広報の刷新などが挙げられており、それぞれ米原市議会ICT化推進プロジェクトチーム、議会だより編集委員会における検討の結果、議会活動支援システム（タブレット）の導入が決定され、また、議会広報も大胆にレイアウト等が変更され、電車の中吊り広告のような斬新なデザインが取り入れられていた。

感じたことは、確実に結果を出していく事と、その速さだ。議会ICT化に関しては平成30年3月にプロジェクトチームが設置され、支援システム導入までたったの半年である。議会にとって真に必要な改革であるならば、このような実行力は、成田市議会にとって必

要なものなのだと感じた。

成田市議会も様々な改革を進めてきているが、このような先進市の手法を、議会活性化のため参考にしていきたいと考えた。

海保 茂喜 副委員長

米原市の政治倫理条例は、基本条例策定時に1年以内のうちに制定を決定していたため、議会運営委員会で策定作業が始まり、その後、可決・施行と当たり前のように進められていたことに、成田市議会との大きな差を感じました。

条例の特徴としては、政治倫理審査会の設置においては、委員の構成に議員のほか学識経験者や市民も加えることで、議員以外の視点を取り入れていることにあります。さらに条例の一部改正を行い、請負に関する制限について、より具体的な対象や禁止事項を規定する条文を追加しています。

成田市議会では、政治倫理条例の議論は基本条例制定前から、議論はされていたものの未だ制定には至っていません。議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純なものではないものの、議員の責務を正しく認識し議員活動を行うためには、議員の都合や意見の相違で条例制定を遅らせ、議論しないような状況は避けなければならないと私は思います。やはり、議員の品格と資質を損なうような行為に関しては、明確に規定する必要があると考えます。

また、米原市議会基本条例のなかで4年に1回または必要に応じて、条例の目的が達成されているかを検証することを規定していますので、議会改革実施計画は、検証の具体的な進め方として実施されています。

議会基本条例の検証結果をもとに見直しを行う議会改革実施計画は、議会改革を進めるための議会運営4年間のロードマップであり、次期の検証に向けた議会改革の具体的な取り組みに対する実施計画です。最終4年間の終了時には全体の評価をし、それがそのまま基本条例の検証となっています。

その結果、これまでの議会改革の成果や課題が見え、今後の課題への取り組みとなり議会の活性化させています。

成田市議会としても、議会改革の具体的な取り組みに対する実施計画を作成し、市民にわかりやすい、市民に開かれた議会改革となるような進め方が求められていると思います。

成田市議会では平成27年4月に議会基本条例を制定し、約4年が経過し検証を初めて行いましたが、まだまだ遅れているところもあります。今回の行政視察での先進市の取り組みに学び、今後、何のための誰のための議会改革かについて、議員間で議論を活発に行いながら、議会改革が市民福祉の向上と行政の発展に寄与するような議会として生まれ変わることが望まれます。

5. 委員長所感

今回の視察の目的は、昨年行った成田市議会基本条例の検証で、評価が低かった項目の中の、専門的知見の活用、政治倫理に関する議会改革をテーマとして行った。

《四日市市議会》

県庁所在地の津市を上回る人口31万の三重県最大の特例市。早稲田大学マニフェスト研究所による2018年度の議会改革ランキングで全国第5位にランクされただけあってさまざまな改革がなされている。

テーマである専門的知見の活用では、四日市市議会基本条例第15条に、「議会は、法100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して討議に反映させるよう努めるものとする」とある。今までの実績は「四日市市の補助金に関する調査業務委託」、「四日市市スポーツ振興条例制定に係る調査業務委託」が行われていた。

成田市では国家戦略特区による医療や、新市場による輸出等、専門的な知識が必要であり、成田市議会としての議会改革の中でも最も重要課題と認識すべきであると思う。

《米原市議会》

テーマは議員の政治倫理条例。平成26年9月に「米原市議会基本条例」が制定された。第4条では、「議員は、法92条の2の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない」と制定されたが、平成28年2月に「議員並びにその配偶者及び同居の親族が経営し、もしくは役員をしている企業、または議員が実質的に関与する企業は、法92条の2の趣旨を尊重し、市が行う工事の請負契約（下請け契約を含む。）、業務委託契約及び一般物品納入契約の相手方となることを辞退し、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない」と改正された。法では「請負をするもの及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、もしくは～たることができない」とあり、判例では、法人であれば売り上げの50%以上が市が行う工事の請負契約によればこの法に違反するとなっている。条例ではこの主としてという文言を削除してあることで大変厳しい条例となっている。成田市議会では、現在定数1減となっている原因を重く受け止め、成田市議会としての政治倫理条例を制定すべきではないかと考える。

議会運営委員長 秋山 忍